

Title	毛利家本『太平記』の本文とその世界(下)
Sub Title	
Author	小秋元, 段(Koakimoto, Dan)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1994
Jtitle	三田國文 No.20 (1994. 6) ,p.11- 21
JaLC DOI	10.14991/002.19940600-0011
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19940600-0011">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19940600-0011</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 毛利家本『太平記』の本文とその世界（下）

## 小秋元 段

### 二 本文の特徴

毛利家本『太平記』の本文で最も特徴的とすべき事柄が、他本には類例を見ぬ規模で天正本系本文からの増補を行っている点であることは既に確認した。その特徴をよく表す巻としては、巻二、三、七、九、十、三十一、三十二、三十三が挙げられる。天正本は記事配列や詞章の上で、そしてまた多くの独自記事を持つ点で、『太平記』伝本中最も特異な形態を有する伝本として注目されている。鈴木登美恵氏はその本文の特色を以下の四点で整理された。<sup>1)</sup>

- (1) 古態の本文に漏れている歴史的事実を補い、古態の本文の記述と歴史的事実とのずれを正そうとする意識。
- (2) 編年体的意識に基づく改訂。
- (3) 通俗的な抒情性・物語性の著しい増加。
- (4) 政道批判の記事の簡略化。

その他、該本では特定の人物の事蹟に関する増補や、長坂成行

氏が指摘されるように悲劇的場面に於ける増補や後日譚の付加ほかの特徴も挙げられるが、概ねこれらの性格も鈴木氏の纏められた四点に集約されるものである。それでは、こうした特殊性を持つ天正本系伝本から、毛利家本は如何なる姿勢でその記事を増補していったのであろうか。毛利家本がどのような点を中心にして天正本からの増補を行っているかを検討し、その法則性を探ることにしたい。天正本系本文との関わりが毛利家本の最大の特徴である以上、こうした作業によつて他ならぬ毛利家本独自の特徴、本文の志向性の大半は明らかにされると考えられるからである。

では、まずさしあたって巻二・三を採り挙げて両者の関係を考えてみる。表1は、巻二で諸本に対して天正本が持つ主要な異文と毛利家本に於けるその異文の有無とを対照させたものである。この表を一見して言えることは、天正本の持つ独自記事のうち、政界の動向に関するものを中心とした歴史上の出来事を詳しく伝える記事（鈴木氏の言う(1)の特徴）が、毛利家本では多く受け継がれていることである。<sup>③⑥⑫⑬</sup>等の記事がその

天正本の異文

- ① 石清水・賀茂行幸のこと
- ② 南都行幸供奉人名
- ③ 叡山行幸供奉人名
- ④ 津守国夏太鼓の役のこと
- ⑤ 法勝寺行幸のこと
- ⑥ 北条高時出家のこと
- ⑦ 日野資朝遺書のこと
- ⑧ 阿新、父の死に嘆くこと
- ⑨ 阿新、熊野利生により救われること
- ⑩ 後藤助光、日野俊基の死に嘆くこと
- ⑪ 俊基北の方嘆きのこと、出家のこと
- ⑫ 玉体不予、元弘改元のこと
- ⑬ 東南院僧正聖尋のこと

毛利家本

△	○	×	×	○	×	○	○	×	○	○	×	×
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

表1 卷二、天正本・毛利家本異文略対照表  
 ○毛利家本、天正本に一致  
 ×毛利家本になし  
 △毛利家本、天正本の記事を抄出して増補

よい例であり、毛利家本では天正本系本文からの増補によって歴史上の出来事をより詳細に語ってゆこうとする姿勢の窺えることが指摘できよう。例えば、⑥正中三年三月の高時出家の記事(前節に引用)について言えば、参考本も該当箇所を引文する如く、元来この記事は『保暦間記』にあつた一節を天正本が採り入れたものである。また、⑫の記事は「主上御出奔師賢卿天子号事」冒頭の、元弘の変勃発直前に起つた火災、地震等の変事の記事に続いて位置するものである。毛利家本を引けば、

…：寺々ノ火災、所々ノ地震直事ニ非ス、其年夏比ヨリ玉体御不与ノ事有テ、近臣ハ又閑東へ被召下、誅戮ノ罪責ニ当ル、其上天下尚危ヲ踏テ、今ヤ不思議ノ出来ランストラント人々

驚キ、角テハイカ、アルヘキトテ元徳三年ニ改メテ元弘元年トソ申ケル、

とあつて、矢印以下の部分が天正本と共通の増補記事であることを知る。因みに本条に関しては、『増鏡』卷十五「むら時雨」が、その夏のころ、御門例ならずおはしまして、御業の事などきこゆ。いと重くのみならせ給とて、世の中あはてたるさまなり。時しもあれや、かの一年捕られたりし俊基を、またいかに聞こゆることの出で来たるにか、からめとらんとしければ(以下略)

と玉体不予と近臣日野俊基の捕縛とを記しているから、もともと天正本は『増鏡』の記事によってこの記事の増補を図つたものと思われ。このように毛利家本では、天正本が他文献を涉猟して増幅したような歴史的事項に関する独自記事に関心を示し、自己の本文に採り込んでいったことがわかるのである。

⑬の東南院僧正聖尋に関する記事は、天正本の持つ独自記事のうち、毛利家本ではその全文を引き継いで増補するわけではない。両者の記事を比較してみると、

<p>東南院ノ僧正ト申ハ、故園光院禪定殿下ノ御息ニテ、御叔父前大僧正ト申シ、御弟子也、東大寺別当、醍醐ノ座主共ニ兼テ朝家ノ講宴ヲ専シ給ヘハ、等閑ノ儀非シトテ今此大儀ヲモ被憑仰ケルトカヤ、</p>	<p>天正本</p>	<p>此僧正ト申ハ、故円光院ノ禪定殿下御息ニテ、御叔父前ノ大僧正聖忠ト申シ、御弟子也、真言ハ三寶院ノ正流ニテ五相成身ノ秘奥ヲ極メ、乾字ハ三論ノ法灯トノ八不(正)観ノ深理ニ達シ給ケル、サレハ大法</p>
---	------------	--

秘法ノ公請ニハ多ク闇梨ノ選  
二応シ、清涼紫宸ノ論場ニ久  
ク証誠ノ職ニ居シ給フ、東大  
寺ノ別当、醍醐ノ坐主共二兼  
テ、朝家講宴ヲ專ニシ給ヘハ、  
等閑ノ儀非トテ今此大儀ヲモ  
被レ頼仰ケルトカヤ、

とあって、毛利家本は天正本の記事のうち傍線部のみを抄出して増補を行っていることがわかる。毛利家本は増補に際し、聖尋の具体的な出自や経歴に関する部分を中心に抜き出したのであり、該本の人物、或は政治に関する事柄を重視し、詳細化してゆく性格をこの点にも認めることができる。

一方、天正本の異文のうち、毛利家本が自己の本文に採り入れなかったのはどのような性格の記事なのであるうか。表1の⑧⑩⑪からわかる通り、それは鈴木氏の言う(3)通俗的な抒情性・物語性、或は長坂氏の言う悲劇的場面での増補、といった性格を持つ記事に集中する傾向にあることが明らかである。例えば、⑩の日野俊基の刑死にあたり、その侍の後藤助光が嘆く条りは、天正本では、

助光泣々空キ死骸ニ抱キ付キ、同シ道ニトモタヘ焦ケルガ、  
北方サコソハ遅シト侍カネサセ給ラメ、今ハノ際ノ御有様、  
御最後ノ御文ヲモ我ナラデハ誰カ委ク申ヘキト思返テ、アタ  
リノ鳥辺野ニ思ノ薪取集メ、帰ヌタヘノ煙トナシ奉リ、御骨  
ヲ取テ頸ニ懸ケ、都ヘトテソ上ケル、  
の如く増補された形である。しかしこの部分、毛利家本では他

の諸本同様、

助光ハ泣々死骸ヲ葬シ奉テ、空キ骨ヲ頸ニカケ、形見ノ御文  
斗ヲ身ニ添テ、京ヘ帰り上ル、

とするだけで簡略である。他の箇所でも状況は同じで、毛利家本が天正本の持つ抒情性・悲劇性を強める文飾的な詞章には関心を示していなかったことが理解される。あくまでも毛利家本の興味の中心は、天正本の有する豊富な歴史的事項に関する独自記事にあつたわけなのである。

こうした事情は巻三についても同様である。巻三は巻二に比べて一層天正本系伝本に依拠する度合が高いのであるが、毛利家本では天正本に拠っている箇所でありながらも、なお天正本が有する文飾性の強い独自記事は自己の本文への増補対象とはしない傾向にある。例として「主上入御六波羅事」で、六波羅に幽閉された後醍醐天皇が、中宮禧子と和歌の贈答をする条りを毛利家本の形で見てみる。

① 有四五日テ中宮ノ御方ヨリ御琵琶ヲ進ラレケル、御文ヲア  
ケテ御覽スレハ、  
住駒<sup>後醍醐</sup>ヌ板屋ノ軒ノ村時雨音ヲ聞ニモ袖ハヌレケリ

② 思遣レ塵ノミ積ル四ノ絃ニ弘モアヘスカヽル涙ヲ  
引返ノ御返事ノアリケルニ、

涙ユヘ半ノ月ハ曇ルトモ俱ニ見シ夜ノ影ハ忌シ<sup>マヤシ</sup>  
△ 同八日、両検断高橋刑部左衛門、糟谷三郎宗秋、六波羅ニ  
参テ……

これは他の諸本に同じ形態である。しかしこの条り、天正本では傍線部①は、

誠二痛カルヘキ御事哉、只尋常ノ者タニモ懸ル凶人ト成テハ悲ヘシ、何況ヤ忝万乗ノ主、忽ニ武臣ノ礼無キニ被レ罪、御覽ナレヌ板屋ノ床、サコソハ宸襟ヲ悩サセ御坐ラント(以下略)の如く長文の詞章になっており、傍線部②や△部でも哀調を強めた類同の増補がそれぞれなされている。こうした部分に対して毛利家本はやはり一切の関心を示さず、天正本に拠ることはないのである。

右の六波羅幽閉の記事の後に諸本では、十月八日の笠置囚人を各大名に預け置くこと、九日の三種神器の持明院新帝への渡御、十三日の新帝踐祚、と記事が続くのであるが、前節でも触れた通り、天正本ではこのうち九日の神器渡御の記事を欠いている。鈴木氏はこの天正本の形態には、光厳天皇が三種神器を譲り受けることなく踐祚したことを言外に示す働きのあることを指摘された<sup>6)</sup>。氏によれば、天正本には南朝を正統と認める立場からの叙述が他本に比して鮮明とのことであり、右の一節を欠く点も天正本編者の主義に深く由来し、明確な意図を含むものと認められるのである。一方毛利家本では、この前後の条りは天正本本文に依拠するのであるが、天正本にはないこの神器渡御の条のみは他本に基づいて復元させている。天正本系伝本がこのように記事を落とすケースでは、毛利家本は他伝本によつてその欠を埋め、記事の漏れを防ぐ操作を行っているわけである<sup>8)</sup>。但しその際、毛利家本は本来天正本が有していた意図を根源的などころでは理解していなかったのであり、このことは歴史をより詳細に記すことにのみ眼目を置く毛利家本の性格をよく示していると言つてよいであらう。

以上、巻二・三を中心に両者の関わり方を粗々見てきたが、凡その他の巻でも毛利家本の天正本系伝本に対する姿勢は同様である。巻八や九では軍勢交名等の記事が、巻三十一・三十二では合戦に於ける各氏族の活躍を伝える記事等が増補の対象となることが多く、やはり該本が歴史上の出来事をより詳細にしてゆこうとする性格を持っていることが確認できる。そして、それは毛利家本ではこうした本文の操作を通じて、『太平記』本文に歴史書的な性格を付与し、史書としての面をより充実させてゆく志向があることを意味するものである。

## 2

右のような性格と平行して、毛利家本では記事中に見られる年紀に関する表記が、諸本のものに対して大きく改変され、諸本がまま持つ年紀上の誤りが史実的に正しくされてゆくケースの多いことも見逃すことはできない。そもそも『太平記』中に見られる年月日の表記には、史実に比べて誤つたものが多いことはよく知られている。当時の『太平記』作者の情報収集力及び判断力の限界に起因するもの、または単なる誤謬というものもあつたであらうが、そうした誤りの中には物語上の虚構を成り立たせるためになされた意図的な改竄も少なからず含まれているとされる。元来『太平記』が持つこのような年時表記の誤りが、毛利家本に於いて改められてゆく傾向のあることは、この伝本の性格を考える上でやはり興味深いことと言えるであらう。ここでは特に年紀に関する異同について以下に検討してゆく<sup>10)</sup>。

表2は諸本、或は毛利家本が依拠した伝本の年紀に関する表

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
巻	一	二	四	六	十二	十二	十二	十三
内 容	西園寺禊子、中宮となる	日野資朝佐渡流罪	俊明極参内	北条軍の吉野・赤坂攻撃	藤原時平死去	北条残党蜂起	建武改元	三院還御
諸 本	文保二年	去年	元亨元年	元弘三年	其後	元弘三年	元弘三年	大正本 観応三年 六月廿三日
毛利家本	文保元年	先年	元徳元年	元弘二年	同九年之 三月	元弘四年	元弘四年 正月	延文二年 二月廿三日
備 考	史実は元応元年		西源院本も同	史実は元弘三年	北野天神縁起も 同	天正本系による 改変		諸本にこの記事 なし
正誤	×	○	○	×	○	○	○	○

表 2 毛利家本に於ける年紀の表記の異同

記が毛利家本に於いて改められている例を拾ったものである。表の最下段の「正誤」欄は、毛利家本が改変したことによってその年紀が史実的に正されたか否かを○×で示したものである。二件ほど正されない例はあるものの、全体として『太平記』本文が持つ年紀表記の史実的誤りが、毛利家本に於いて独自に正されてゆく傾向のあることを掴むことができるのではなからうか。以下、その幾つかに触れておく。

まず②は巻二「資朝誅戮并阿新殿事」の日野資朝の死罪が定まる条りで、梵舜本等の諸本が、

：各是ヲ死罪ニ可レ行ト評定一途ニ定リニケレハ、先去年ヨリ佐渡ノ国エ流レテ御坐ル資朝ノ卿ヲ可シ奉レ切ト……

とする条りで、傍線部「去年」とするところを毛利家本が「先年」「々年」と表記）と改めているものである。資朝の佐渡配流は正中二年（一二二五）で、死罪となるのは元弘二年（一三三二）のことであるから、毛利家本の記述は史実的には正しいことになる。因みに天正本では「先去年ヨリ」の句なく、周辺本文の異同も大きい。毛利家本が天正本系伝本から引き継いだ表1⑦「日野資朝遺書のこと」の記事の中に、「当国ニ被遷給シ事モ昨日今日ノ如也シカトモ、早八年ノ春秋ヲ送迎給フ」の如き一節があることなどからも、毛利家本が諸本の如き記述を正してゆくことは容易であったものと思われる。しかし、本来『太平記』には資朝配流から死罪までの約七年を僅か一年の間の出来事であったかのように描く意図があり、それが巻一から巻二に至る一つの構想に支えられたものであったことを考えれば、毛利家本では物語の虚構よりも本文の史実的正確さが優先されていることがよくわかる。

巻十二は毛利家本は全体として梵舜本の如き伝本に依拠しているのがあったが、ここでも年紀の誤りが多く正されている。⑤の「大内裏造営事」の天神説話では時平没の年時を梵舜本「其後」、天正本ほか諸本「同年三月」（今川家本は「翌年三月」とするところを、毛利家本は「同九年之三月」としている。諸本の形で読む限り、そこで言う「同年」とは道真の死んだ延喜三年と解される。しかし、時平死去の話の前には「同年ノ夏ノ末」とされる尊意僧正と天神怨霊の説話が位置するから、「同

年三月」という叙述には矛盾がある。「北野天神縁起」諸本ではこれを「同じき（延喜）九年三月の比かや」とし、毛利家本の記述はこれに一致し、諸本の持つ誤りが正されていることがわかる。毛利家本に影響を与え得る管見の『太平記』諸本では「同九年」とするものはなく、毛利家本が如何なる資料に接して記述を改めたかは不明とする他ない。或は『北野天神縁起』の影響を受けたものであろうか。

次に⑦の事例では梵舜本「元弘三年七月」、諸本「元弘四年七月」とする建武改元の時期を、「元弘四年正月」と毛利家本が改めるものである。この改訂は明らかに天正本がその年時を「元弘四年正月廿九日」とするのに拠ったもので、この日付は史実的にも正しい。本文の持つ年時上の矛盾について、毛利家本ではこのように天正本を参酌して訂正を加えていったところも見受けられるのである。

⑧は卷三十二（天正本では卷三十一）「無劍鬘御即位無其例事」で、天正本系諸本とそれを引き継いだ毛利家本のみ存する、光厳・光明・崇光の三院の吉野からの還御を述べた異文に見られるものである。天正本では、

：：主上、兩上皇ハ警固ノ兵糶ク可有御出様モ無リケリ、  
遙二程ヘテ觀応三年六月廿三日還幸成テ：：

とすることで、毛利家本は傍線部を「延文二年二月廿三日」と改めている。正平一統による持明院方の三院の吉野幽閉は觀応三年閏二月に始まるのであるから、天正本の記述は当然誤っており、延文二年二月のこととする毛利家本の説は史実的にも正しいものである。卷三十三巻頭では諸本ともに「又山中ノ御

栖ヒモ余リニ御痛ハシケレハトテ、延文二年ノ二月ニ皆賀名生ノ山中ヨリ出シ奉テ都へ還幸成奉ル」（毛利家本）とあること<sup>⑨</sup>から、この部分を参考にしての改訂であったと考えられる。毛利家本では主に歴史的事項を補う目的で天正本系伝本からの増補を行う特徴が認められたのであったが、その天正本に誤りがある際にはそれ以外の本文の記載を勘案して、更に史実的正確さを期していったのである。

このように毛利家本では、史実的に誤った年紀表記を考証という作業をすることによって独自に正してゆく性格のあることがわかった。ここにはやはり前にも述べた、『太平記』の史書側面を重んじ、本文に史書としての正確さを期待する意識のあったことを読み取ることが可能であろう。

### 3

これまで考察してきた毛利家本の特徴には、『太平記』を一つの歴史書として読もうとする読者側の姿勢の反映のあることが推測されてきた。ところで、今日的分類でこそ「軍記物語」のカテゴリーに入れられる『太平記』も、実際には既に早い段階から南北朝期の歴史を記した一種の史書として珍重されていた形跡がある。本来的には物語的性格の強いこの作品も、その方向とは反対に、叙述内容を南北朝争乱史の実録とらえて読む読み方がごく自然になされていたようなのである。

こうした享受史の一面をよく表すものに、今川家本『太平記』の奥書があることは夙に知られている。永正二年（一五〇八）、甲斐国主武田信繩の伯父信懸が北条早雲の所持する『太平記』を借用し、丘可なる人物に命じてそれを書写させたのが今川家

本である。奥書によれば早雲は平生より『太平記』を嗜翫し、今川家本の親本となつた早雲愛蔵本は類本を集めて校訂し、その後、足利学校・壬生官務大外記（小槻伊治）に送り、校訂及び朱点・朱引・読僻等を施してもらつたもので、丘可はこの親本に対して「実我朝史記也」と感懐を記している。数度の校訂を重ねて本文の精確を期そうとする早雲の姿勢もさることながら、丘可がこれを「日本の史記」と称したことは十分注目される。わが国の南北朝争乱期を中国の春秋戦国から漢建國に至る世に喩え、『太平記』をその時代を記録した扱ふべき歴史書としてとらえる意識が、この史記への準えの中に蔵されていると言えようか。加えて、奥書末尾には「以此書成紀綱号令者、天下太平至祝」ともあつて、本書の政治哲学を治政の大綱とし、実践に供すべき旨も記されており、『太平記』が南北朝の史書として、そして丁度『吾妻鏡』や『御成敗式目』のように政道書としても享受されていたことを窺わせるのである。

室町中期の禅僧季弘大叔の日記『蕉軒日録』にも『太平記』に関する記述を拾うことができる。季弘は文明十八年（一四八六）三月十一日より『太平記』を繙読していた模様で、『太平記』中の内容が日記に摘記されている。翌十二日には「頗有倭学、太平・明德之二記等語之」とされた慈祥佩道榮老居士なる人物が来て、道榮に『太平記』の朗誦を誂えたのであろうか、日記には以下のように『太平記』の内容に関する事柄が記されている。

后（願）是古第二之宮、号大塔宮、東山吉田有大塔之門跡、是古御子（願）十六人云々、后是古御子、青蓮・妙法・性悟院三門迹同

時也、天皇崩于吉野、

これは巻一「儲王之事」の内容にほぼ当るが、右に記された内容から推せば、季弘の興味は後醍醐天皇の皇子の数であるとか、皇子たちがそれぞれ叡山の三門跡となつたという史実に関わる逸話等にあつたとしてよい。『太平記』を物語として享受するというより、人物伝や政治史的な事柄を中心に読む姿勢がここには映し出されており、またその記述内容を歴史上の事実として認識してゆく、『太平記』の史書の享受の様相がここにはよく現れていると言える。ところで、このように『太平記』に通じていた道榮居士は、季弘によつて「頗有倭学、太平・明德之二記等語之」と賞讃されていたのであつた。右のような享受のあり方を考えた場合、この讃辞は単に『太平記』暗誦という彼の技芸の秀逸さに向けてなされたものだけ見るのでは不十分ではなからうか。つまりこの讃辞は、倭学の一環をなすものにとらえられた、『太平記』を中心とした南北朝史研究としての「太平記学」とでも呼ぶべきものへの道榮の蘊蓄に向けてなされたものとして理解することも必要かと考えるのである。

もう一例、『宣胤卿記』から一つの『太平記』享受のあり方を考えてみたい。永正十四年（一五一七）十一月二十七日、記主中御門宣胤は約四ヶ月かかつて『太平記』を通読し終えた。宣胤はその日の日記に「此内第四卷宣胤一奉預後醍醐院四宮ハオ、事、当流ノ面目也」とその祖中御門宣明の逸事への感慨を記すほか、自家の事蹟に関する内容等を日記に記している。翌年正月二十八日には万里小路秀房に、彼の先祖藤房のことが記されている巻十三を貸し与えなどしてもいる。このよう



に先祖の功績を中心に『太平記』を読むことは公家・武家の間によく行われていたことではあったが、中でも宣胤に於いてはその意識が強かったようである。即ち永正十五年六月十日、巻三十九の光厳院関係記事の抜書を作った宣胤は、それを三条西実隆に送り、同時に書状で以下のような遣り取りのあったことが伝えられている。

又彼太平記内、宣<sup>明</sup>卿元弘元年ハ中納言<sup>ト</sup>アリ、数年後<sup>ニ</sup>宰相<sup>ト</sup>アリ、伝紛失不審之間、公卿補任如何之由尋之、返事在左、元弘元年比ハ末<sup>ト</sup>卿位<sup>給</sup>上<sup>カ</sup>欵、如此物語予書極官者、大納言<sup>ト</sup>可有欵、

宣胤は『太平記』中に出てくる宣明の官職の記載に不審を感じ、実隆に『公卿補任』で調べてくれるよう頼んだのである。そしてその返答を得て（その折の『公卿補任』の抜書と実隆の返状は『宣胤卿記』の裏書として残る）、このような物語では予め極官を記すものであるから大納言とすべきかと結論づけている。興味の対象が自家の先祖についての記述に限られてはいるものの、『太平記』の記述に矛盾のある場合は、史実に照らして正しい記述に改めてゆこうとする読者の姿勢の存在をここに見出すことができるとは言えまいか。「如此物語」とは言い条、記事中の史的誤りは他文献を参考にし、考証を行うことによつて、何とか妥当と思える記述に記事を改めてゆく姿勢、史書としてより精確な内容へ本文を改変してゆく志向が、確実に『太平記』享受者の中に存在しつづけていたことをこの記事はよく物語っている。そして、その読者の姿勢が今度は本文書写という作業に移された時、毛利家本の如き志向を持った伝本が発生

することはまさに必然的であつたと言えるのではあるまいか。記事中の歴史的事項の詳細化、年紀表記の正確化といった本文の分化を促す素地は、右のような室町期の『太平記』の享受のあり方の中に迎えられるのである。

#### 4

最後に、毛利家本文の独自性としてこれまで論じてきたところは別の面の問題を、ここで若干触れておくことにする。毛利家本を特徴づける本文の性格はあくまでも天正本系伝本の異文を採り入れるところにあるのであり、毛利家本にしか見られない注目すべき独自記事は全巻を通じてそう多いわけではない。しかし、そうした中で注目されるのが、巻七「前朝伯州舟上還幸事」で後醍醐天皇が隠岐より脱出し、伯耆に至つたことを述べた後に存する異文である。いづれも後醍醐天皇をめぐる奇瑞譚と言うべき内容で、

凡此君ハ末夕帥ノ宮ト申ケル時、御跣ニテ百日八幡ヘ參セ給ケルニ、天下一統ノ瑞夢共ヲ蒙ラセ給ケル故ニ、関東征罰之事ヲモ内々叡慮モ悴セ給ケルトカヤ、

に始まり、以下隠岐島に於ける奇瑞や、天皇が醍醐天皇三生の再誕である等の話が続く（参考本一八三頁所引）。説話的に興味深い内容ではあるが、典拠不明の話ばかりで、また類話にも乏しいものである。例えば、右に引用した話については、『後鳥羽院御靈託記』（『続群書類従』雑部所収）に暦応二年（一三三九）七月十日、水無瀬三位具兼家の女に託した後鳥羽院の託宣に聊か似た話を見ることができ

保元乱以後。崇徳院御靈平相国<sup>十八</sup>天下<sup>於</sup>惱<sup>者</sup>承久<sup>乃</sup>後<sup>者</sup>。

国家治乱朕力レ懸レ禮レ 関東滅亡ノ事ハ。先帝春宮ヲ御時祈願  
甚深ニ御上。大原ヲ法華堂敷部頓写ヲ經テ被送セ。如此法業ヲ力。  
朕加日來怨心ヲ加シ成シ成就セ也。仍彼踐祚ヲ日モ二月廿二日也。  
朕加崩御之日モ二月廿二日也。関東滅亡日モ廿二日也。

この託宣によれば、鎌倉幕府の滅亡は倒幕の志の深かった春宮時代の後醍醐が大原法華堂に納経したことによる功力が、後鳥羽院怨靈の怨心に加わってなされたものであるとされている。話の舞台・背景は大きく異なるものの、後醍醐が即位以前の若き日より倒幕の志が篤く、しかるべき神仏に詣でて倒幕の保証を得るといふ話の骨格は多少似ている。この靈託は暦応二年七月のものというから、これは後醍醐天皇存命中のことであり（翌八月十六日崩）、この種の伝承が相当早い時期から存在していたことがわかる。無論、この靈託記と毛利家本の異文との間に何らかの交流があったわけではなからうが、こうした類型的な話が早期に存在した事実は一とまず注目されてよい。

後醍醐天皇にまつわる奇特譚は他にもある。中先代の乱の顛末を述べる巻十三「相模次郎時行滅亡事」では、北条時行軍の将名越刑部大輔の軍勢が、建武二年八月三日の晩に折からの大風を鎌倉の大仏殿に籠って避けていた時、殿舎が倒潰して五百人が圧死した事件を伝えている。この事件に関して、毛利家本は独自に、

此大風吹始ケル時刻ヲ勘テ、後二事ノヤウヲキケハ、主上関  
東征伐ノ御折トテ、南都ノ於ニ西大寺ニ一日百座ノ大威徳明  
王ノ法ヲ行セラレケル、其結願ノ時日ニアタリケルコソ不思議ナレ、

と事件の裏話を載せている。実際この時期、乱の鎮定のために後醍醐は禁中をはじめ浄土寺、曼殊院に於いて大威徳明王法を修させていたことが記録の上から確認できるが、右の話を「西大寺」と出ていることを考えると、叡尊の伝記に類似の話があることに気付かされる。即ち「八幡愚童訓」（甲本）では弘安の役の際に石清水八幡宮で行われた叡尊の修法について記すが、中でも弘安四年閏七月一日には宝前で叡尊の啓白によって、「御宝殿ノ内破打ト一声鳴ル」という奇瑞が現れたことを伝えている。果して筑紫では閏七月一日に大風が吹き、蒙古の軍船は破摧されたのであり、「愚童訓」も「是ハ八幡宮ノ破打ト鳴タリシ時ト、大風吹シ時尅同前也」と記している。祈誠の力で大風が吹き、敵軍がそれによって潰滅するという話型のみならず、毛利家本異文では話の舞台が叡尊の永らく住した西大寺に設定されていることから、毛利家本のこの記事は右のような叡尊伝を焼き直したものと考えられよう。こういった話がいつ、どのようにして生まれ、毛利家本に収められたのか依然不明とする他ないが、巻七以外にも後醍醐天皇とその奇瑞をめぐる説話が期せずして存在する点に、毛利家本の独自記事に一貫した性格を見出すことができる。小稿ではこれ以上これらの記事の素性と毛利家本との関係を明らかにする材料を残念ながら有していない。ここでは該本の一特徴としてこれらを紹介するにとどめ、詳細については後考を期することにした。

## おわりに

以上、毛利家本『太平記』の本文の検討、及びその特徴につ



である。第一節巻七の項参照。

- (9) このことに關しては、既に長坂氏が「太平記における日付表記―巻一・巻二の構想をめぐって―」(『軍記と語り物』第十四号、一九七八年)に於いて示唆しておられる。

- (10) 毛利家本では年紀のみならず、月・日の表記にも異同が多いのであるが、煩瑣となるので今は措く。該本の特徴は年紀の異同を検討するだけでも十分把握できるものと考えられる。

- (11) 長坂氏註(9) 前掲論文。

- (12) 但し、玄玖本・南都本ではこの条「文和二年二月」とあり、史実的に誤る。

- (13) 以下の記述については福田秀一氏「太平記享受史年表 中世」(『日本文学研究資料叢書 戦記文学』有精堂、一九七四年、所収)、加美宏氏「太平記享受史論考」(桜楓社、一九八五年)を参考にした。

- (14) 大日本古記録に基づく。

- (15) 大塔宮を第二宮とするのは、現存伝本では神宮徴古館本・南都本・今川家本・宝徳本等である。神田本・玄玖本・西源院本等は第三宮とし、また神田本では皇子の数を三十六人とする。

- (16) 統史料大成に基づく。

- (17) 後鳥羽院の遺骨がこの大原法華堂に安置されたことは「増鏡」巻三「藤衣」、『一代要記』後鳥羽天皇条に詳しい。

- (18) 後醍醐天皇と石清水八幡宮との関係は深く、例えば「神皇正統記」には、

…：俄ニ立太子ノ沙汰アリシニ、龜山ハコノ君ラスヘ奉ラントオボシメシテ、八幡宮ニ告文ヲオサメ給シカド、一ノ御子サシタルユヘナクテステラレタガタキ御コトナリケレバ、後二条ゾ申給ヘリシ。(日本古典文学大系本)

と見える。

- (19) 『大日本史料』第六編之二。

- (20) 他にも毛利家本では巻七「河野土居得納挙旗事」で、布志名判官が後醍醐に各地の戦況を奏上する条で、

…：上様ニハ未知召候哉、楠兵衛正成金剛山城ヲ構テ立籠候間、東国之勢共貴上テ、去二月ヨリ雲霞ノ如ク捕囲テ攻戦候ト云ヘトモ天罰ヲ蒙候故ニ殊ニ楠カ武略運シ戦候間、東国勢度々責負テ今ハ寄手退屈ノ引色ニ成テ候、

と傍線部の如き独自の詞章を有していることも挙げられる。幕府勢の苦戦を「天罰」とする辺りに、毛利家本の独自記事の性格の共通性を窺うことができる。

- (21) 第二節3項で挙げた「宣胤卿記」で、宣胤の巻三十九の光厳院関係記事の抜書を見た実隆の返状の中に見られる言葉。

- (22) 長坂氏「宝徳本『太平記』復元考―河村秀頼校合本による―」(『奈良大学紀要』第十四号、一九八五年)。

(こあきもと だん)